

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事	令和4年 6月 10日
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都府京丹後市網野町掛津630	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 山川産業株式会社 掛津事業所 所長 足立 進

前年度に保有していた 冷媒用代替フロンを 使用した第一種特定製品 の台数等	第一種特定製品の種類	前年度									
		年度当初の 保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の 保有台数						
	エアコンディショナー	16 台	0 台	1 台	16 台						
	冷蔵機器及び冷凍機器	台	台	台	台						
前年度に第一種特定製品 に充填及び回収を行った 冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量							
	エアコンディショナー	キログラム		0.7	キログラム						
	冷蔵機器及び冷凍機器	キログラム		キログラム							
冷媒用代替フロンの漏 えい防止のための冷媒 用代替フロン使用機器 の管理体制	使 用 時	フロン排出抑制法に基づく設備管理点検を3ヵ月に1回行っている。									
	廃 棄 時	第一種特定製品の廃棄時には、担当者が府の登録を受けた第一種フロ ン類充填回収業者に冷媒用代替フロン回収を依頼している。									
冷媒用代替フロンの漏 えい防止のための取組 の実施状況	使 用 時	家庭用エアコンも全て、同様の設備管理点検を行っている。									
	廃 棄 時	充填回収業者から破壊証明書が回付されたことを確認し、第一種特定 製品の廃棄時に回収された冷媒用代替フロンが適切に処理されたこと を確認した。									
ノンフロン製品又は地 球温暖化係数が低い冷 媒の製品の導入方針	2030年度までに地球温暖化係数がより低い代替フロンであるR32を冷媒として使用する家庭 用エアコンに更新していく予定。										
特記事項											

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。